

メモ

議員が3月8日の予算委員会で取り上げた支出（内閣法制局の執務資料、防衛白書、内閣官房のホームページに関する支出）について、それらが憲法に違反する平和安全法制の内容説明等のためのものであって合規性の観点からみて憲法に違反する支出ではないかという議員の問題意識も踏まえて、政府見解について説明を受けるなどして検査を行った。

平和安全法制について、憲法に違反するとする意見がある一方で、政府側は憲法に違反するものではないと説明していること、この点に関して最高裁判所の判断が示されていないことなどを踏まえると、会計検査院が上記の支出に係る成果物の内容について憲法に違反するか、違反しないかを判断することは、会計検査院が会計経理を離れて憲法判断を行うこととなるため適切ではないとの判断に至った。